

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	25
契約番号	2農振財契第310号
件名	ふ化途中卵検査装置の購入
納入場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 新鶏エリア ふ卵舎
概要	<p>○ふ化途中卵検査装置 1式</p> <p>(1) 検卵機 (2) 移卵機 (3) 運搬・据付・調整・機器運転指導</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	令和3年3月31日(水)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和2年7月15日(水) 午前10時30分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年6月24日(水)から令和2年7月1日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター再編整備 【担当】 井上</p> <p>住所 東京都青梅市新町6-7-1</p> <p>電話 0428-31-2171</p>

仕 様 書

- 1 件 名 ふ化途中卵検査装置の購入
- 2 納入場所
東京都青梅市新町六丁目7番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 新鶏エリア ふ卵舎
- 3 購入物件 ふ化途中卵検査装置 一式
- 4 納入期限 令和3年3月31日
- 5 仕 様

(1) 内訳

ふ化途中卵検査装置		
・装置はキャスター付きで移動が自由に行えること ・検卵機及び移卵機が分離可能で、検卵機のみでも使用することができること		
	検卵機	・36卵トレイ、2枚同時検査可能 ・レーザー透過検査、生存検査 ・生存卵、未受精卵、中止卵の選別が可能 ・未受精卵、中止卵の自動排除可能 ・検査データの記録が可能 ・装置サイズ 3600mm×1200mm 以下 ・装置高さ 1600mm 以下
	移卵機	・36卵トレイ4枚→1バスケットに同時移卵可能 ・装置サイズ 2000mm×1200mm 以下 ・装置高さ 2000mm 以下
その他		
	運搬・据付・調整	
	機器運転指導	

- 6 設置日時 機器の設置は建築工事の工期末である令和2年11月末から、飼養工事の工期末である令和3年2月末までに完了し、機器の使用者に対するトレーニングを納入期限までに実施すること。
- 7 その他
- (1) 工事日程の遅延により設置日程に遅延を生ずる恐れがあるため、詳細な設置日は担当者と別途協議すること。
- (2) 設置期間中はエリア内で飼養工事を実施している。設置にあたっては飼養工事受託業者とも連絡調整を行い、双方に支障のないように設置を実施すること。

と。

(3) 敷地内では、家畜伝染病予防のための防疫措置を実施している。防疫の内容は状況によって変更があるので担当者及び財団職員の指示に従うこと。

(4) 本契約に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(5) その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者との協議を行うこと。

(6) 機器を搬入し、所定の場所に設置すること。機器の設置場所、接続方法、設定の決定等については担当者との協議すること。

(7) 受託者は、必要に応じて搬入時の養生を行い、作業完了後にはその撤去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任をもって引取り、関係法令に基づき適切に処理すること。

(8) 受託者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに現状復旧すること。

8 連絡先及び担当者

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目 7 番 1 号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係
井上・横山

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474